

放射性固体廃棄物の処理・処分に関する

ICP を用いた簡易・迅速な分析技術開発に係る労働者派遣契約

仕 様 書

1. 目 的

本仕様書は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、機構という) 福島廃炉安全工学研究所 大熊分析・研究センター 分析課が実施する放射性固体廃棄物の処理・処分に係る誘導結合プラズマ質量分析装置及び誘導結合プラズマ発光分光分析装置を用いた簡易・迅速な分析技術開発に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 誘導結合プラズマ質量分析装置(以下、「ICP-MS」と称す)及び誘導結合プラズマ発光分光分析装置(以下、「ICP-AES」と称す)を用いた放射性固体廃棄物の簡易・迅速な分析技術開発業務

- ①放射性固体廃棄物及びその模擬試料を用いた ICP-MS 及び ICP-AES に導入するための分離自動化装置による分離技術の開発に関わる業務
- ②放射性固体廃棄物及びその模擬試料を用いた ICP-MS 及び ICP-AES による分析技術の開発に関わる業務
- ③上記業務の記録の作成及び保管業務

(2) 試験操作に用いる装置の運転・維持管理業務

- ①ICP-MS 及び ICP-AES の操作、運転及び点検保守作業
- ②薬品及び高圧ガスの管理業務(購入、搬出入、使用、受け払い、在庫管理)
- ③使用資材及び備品の管理業務(購入、搬出入、在庫管理)
- ④外注業者による点検整備時の立ち合い業務
- ⑤実験室内の備品類の整備業務

(3) 文書作成に係る業務

- ①ICP-MS 及び ICP-AES に係る操作マニュアル及び技術開発報告書の作成業務
- ②点検記録の作成業務
- ③品質管理に関する業務
- ④上記①～③により作成した文書の保管及び管理業務

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- 1) システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。
 - ①Microsoft word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフが行うことができる。
 - ②Microsoft Edge により Web ページの閲覧が出来る。
 - ③Adobe Reader により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。

(2) 技術的要件

- ①ICP-MS 及び ICP-AES による分析の経験を有していること。
- ②化学分析業務に関して実務経験を有していること。
- ③放射性物質の取扱いについて実務経験を有していること。
- ④放射線業務従事者であること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ①職務上の問題点について、化学分析及び放射性物質の取扱いなどの複数の専門的知識に照らして、分析することにより、様々な観点から新たな考え方やより良い手法を考

案できる。また、考察した問題解決の手段や方法を具現化した上で正確に業務を遂行できる。

②指示された作業を把握し、問題なく対応できる。

③指示された作業の計画の作成を的確に行える。

④化学物質の性状、有害性及び危険性を熟知している。

(4) 派遣労働者の条件

無期雇用派遣労働者に限定する。

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

大熊分析・研究センター 分析課

5. 就業場所

(1) 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原5番地（施設管理棟）、22番地（第1棟）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

大熊分析・研究センター

TEL: 080-4651-1911

(2) 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚790-1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター 国際共同研究棟

TEL: 0240-21-3530（代表）

(3) その他、指揮命令者と事前に定めた場所。

なお、上記就業場所は、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）福島第一原子力発電所（以下、「1F」という。）敷地内、国が指定する帰還困難区域、居住制限区域の範囲となる場合がある。この場合、区域に応じた災害応急作業等手当を契約書別紙に基づき支払う。

また、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。在宅勤務にあたっては、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

大熊分析・研究センター 分析課長

TEL: 070-1184-3674

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日

（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所
運営管理部 労務課長

11. 派遣人員

1 名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※（必要に応じて）

※自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第八号（平成 28 年 9 月 21 日）に示す公的証明書類（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること。

(7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

(1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

なお、出張及び外勤にあたり、当機構所有の車両を派遣労働者が運転することがある。

(2) 大熊分析・研究センターに従事している際に、非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。

(3) 1F 敷地内で作業を行う際は、東電 HD が定める放射線管理に係る要領類に従うものとする。

- (4) 原子力規制委員会規則第四号（令和2年2月6日）に基づき、防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて東電HDが確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第八号（平成28年9月21日））に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適正検査、面接の受検等に協力すること。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

- (5) 大熊分析・研究センターは、帰還困難区域となるため、特殊勤務手当に従事者に支給すること。
- (6) 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。
- (7) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則3ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。
- (8) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、指揮命令者に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。
- (9) 機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。

以上